

旧伊丹市立博物館解体工事の請負契約を締結することについて

旧伊丹市立博物館解体工事施工のため，別記のとおり請負契約を締結する。よって，議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年伊丹市条例第 1 2 号）第 2 条の規定により，議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

## 記

### 1 工事の名称及び位置

名称 令和4年度旧伊丹市立博物館解体工事

位置 伊丹市千僧1丁目1番地の1

### 2 契約の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札

### 3 契約金額

金179,124,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金16,284,000円）

### 4 契約の相手方

住所 尼崎市道意町3丁目1番地

名称 株式会社三田工務店

代表者 代表取締役 三田 恭男

(参 考)

工事の概要

1 工事範囲

(1) 旧博物館解体撤去工事

鉄筋コンクリート造地上2階・地下2階建 1棟

延べ面積 1,856.72㎡

(2) 駐輪場解体撤去工事

(3) アスファルト舗装改修工事

2 工期

契約締結の日から令和6年3月31日まで